

税務書類の電子保存に関する報告書 【概要】

2004年3月1日
(社)日本経済団体連合会
情報通信委員会

目次

第1章 報告書のねらい

第2章 電子保存に関する経済界のニーズ

- (1) 保存コストの削減
- (2) 期待されるその他の効果

第3章 電子保存に関する課題

- (1) 紙文書と電子データの相違
- (2) 国税庁研究会報告書の指摘事項
- (3) 電子帳簿保存法の適用範囲と要件

第4章 電子保存の条件と方策

- (1) 電子化プロセスに係る技術等の現状
- (2) 電子保存の条件と方策

第5章 電子保存のコストとメリット

- (1) コスト試算
- (2) ユーザ企業におけるメリット

第6章 おわりに

1. 報告書のねらい

98年に成立した「電子帳簿保存法」により、「自己が一貫して電子計算機を使用して作成する帳簿書類」に限り、電子保存が認められることになった。

一方、契約書や領収書など取引の相手方から紙で受け取る書類や手書きの帳簿等については、スキャナ等を利用した電子保存が未だ認められておらず、企業にとって重い負担となっている。

そこで、日本経団連では、電子帳簿保存法の施行以降も電子保存の対象範囲の拡大を要望してきたところである。

オリジナル	保存形態	現状
紙	(撮影)マイクロフィルム	(6年目以降、一部証憑書類4年目以降)
紙	電子データ	×
電子データ	COM (電子計算機出力マイクロフィルム)	(承認制)
電子データ	電子データ	○ (承認制)
電子取引情報	電子データ or 紙 or COM	

このような経緯、ならびに電子帳簿保存法成立当時から今日までの技術進歩等を踏まえ、税務書類全般の電子保存の容認に向け具体的な提案を行うべく、昨年5月より検討を行ってきたところ、今般、その結果を報告書として取りまとめた。

1. 報告書のねらい (これまでの経緯)

1998年 7月 電子帳簿保存法施行

2000年10月 「規制改革要望」

2001年 2月 「e-Japan戦略」実現に向けた提言

10月 「規制改革要望」

2002年 4月 「e-Japan重点計画の見直しにあたって」(IT戦略本部へ提出)

5月 「経済活性化に向けた規制改革緊急要望」

10月 「規制改革要望」

2003年 3月 「新IT戦略に関する提言」

7月 「e-Japan戦略」

電子的な保存を認める方向で2003年度中に方向を定める。

8月 「e-Japan重点計画2003」

2003年度中に電子保存の容認の要件やスケジュール等の対応の方向性を明確化し、内閣官房が取りまとめる。

10月 「規制改革要望」

1. 報告書のねらい(最近の動き)

2003年 11月20日 IT戦略本部有識者会合(茂木IT担当大臣出席)
石原 本部員(情報通信共同委員長)より要望説明

11月27日 IT戦略本部会合(小泉総理大臣以下閣僚出席)
石原 本部員より要望説明

12月18日 IT戦略本部会合
「e-Japan戦略 加速化パッケージ(素案)」のe-文書イニシアティブ

12月22日 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」
電子保存の容認の要件やスケジュール等の対応の方向性を早急に明確化すべき。

2004年 1月 20日 IT戦略本部有識者会合

2月 6日 IT戦略本部会合

「e-Japan戦略 加速化パッケージ」(本部決定)のe-文書イニシアティブ
財務関係書類、税務関係書類等の文書等について、近年の情報技術の進展等を踏まえ、
文書等の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則として電子保存が可能
となるようにすることを、統一的な法律(通称「e-文書法」)の制定等により行うこととする。
このため、電子保存の容認の要件、対象範囲等について早急にとりまとめ、2004年6月頃
を目途にIT戦略本部に報告を行い、法案を早期に国会に提出する。

2. 電子保存に関する経済界のニーズ

(1) 保存コストの削減

■ 経済界における税務書類の紙による保存コスト試算：年間約3,000億円

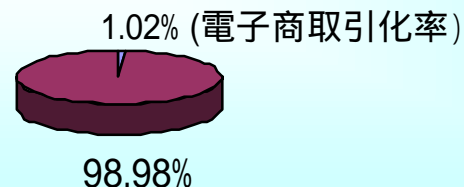
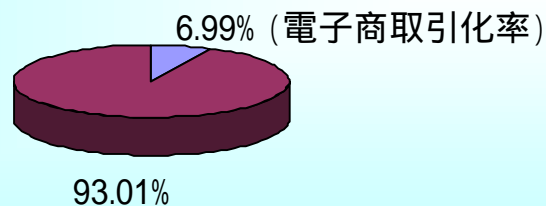
* 日本経団連会員企業11社からの聞き取り調査に基づく試算(2003年)

○ 業務上B to C取引が相当のウェイトを占める業種の保存コストが大きい傾向あり。

■ 電子商取引の割合(2002年) * 経済産業省・電子商取引推進協議会・野村総合研究所共同調査(2003年5月)

B to B電子商取引(約46.3兆円)

B to C電子商取引(約2.7兆円)



■ B to Cの電子商取引化率は約1%であり、2007年の予測も4.5%に止まる。企業側の動機だけに基づいて電子化を進めることはできず、保存コストの削減に対する企業のニーズは引き続き大きい。

2. 電子保存に関する経済界のニーズ

(2) 期待されるその他の効果

税務書類の電子保存により、保存コストの削減以外に下記の効果が見込まれる。

■事業活動の生産性向上

- 税務書類の電子化による検索性と参照性の向上が期待できる。
- 電子申告の普及と相俟って、将来、税務処理の一層の効率化が期待できる。

■システムの他用途への活用

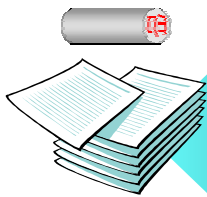
- 税務書類以外の文書のセキュアな保存システムとして利用が可能である。
- 税務書類以外の文書情報の検索性と参照性の向上が期待できる。

■大規模災害対策

- 予備データの作成等による災害対応性の向上が期待できる。

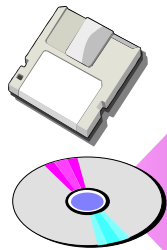
3. 電子保存に関する課題

(1) 紙文書と電子データの相違



紙文書

- 直接目で見るができる。
- 改ざんすれば痕跡が残る。
- 原本とコピーが容易に区別できる。
- 紙の状態等から作成時期の見当がつけやすい。
- 保存状態が良好の場合、長期保存しても問題が起こりにくい。



電子データ

- そのままでは目に見えないため、パソコン等が必要となる。
- 痕跡を残さずに改ざんできる。
- 原本と全く同一のコピーが作成できる。
- ファイルの日付は書換え可能であり、作成時期の確定が難しい。
- 長期保存の場合、データの消失や互換性の喪失の恐れがある。

紙文書と比較した場合、電子データには一般的に上のような問題があると言われているが、保存・管理上、適切な手当を講じれば、紙文書より利便性を高めることができる。

3. 電子保存に関する課題

(2) 国税庁研究会報告書の指摘事項

(帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会、1997年3月)

領収書など取引の相手方から紙で受け取る書類等を電子保存の対象から除外。

- 紙には、紙質、筆跡、書き込み等の情報が記録されており、税務調査上、不正所得等を把握する重要な着眼点である。
- 脱税事件の調査、立証の観点からすると、これらを電子データに変換して保存することを認めることは、証拠収集上問題が多い。
- 納税者においても取引先とのトラブル防止や内部牽制上、オリジナルの保存が必要である。

自己が一貫して電子計算機を使用して作成した帳簿書類の電子保存の条件

- 「真実性」の確保のため、(イ)電子データの改ざん可能性を減殺すること、(ロ)入力及び出力の正確性を確保することなどにより電子データの信頼性を高める措置をとること。具体的には、データの訂正・加除の履歴の確保、コンピュータ処理過程の適正性の確保、データの入出力記録の保存、保存媒体の制限など。
- 「可視性」の確保については、ディスプレイやプリンタ等の見読可能装置の設置等(操作マニュアル付)

3. 電子保存に関する課題

(3) 電子帳簿保存法の適用範囲と要件

現 状

【電子帳簿保存法】

第4条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

【電子帳簿保存法施行規則】

帳簿・書類に共通する要件： システム関係書類の備付け、 電子データの可視化手段の備付け、 検索機能の確保
帳簿に関する要件 : 帳簿間の相互関連性の確保、 訂正・加除の履歴の確保



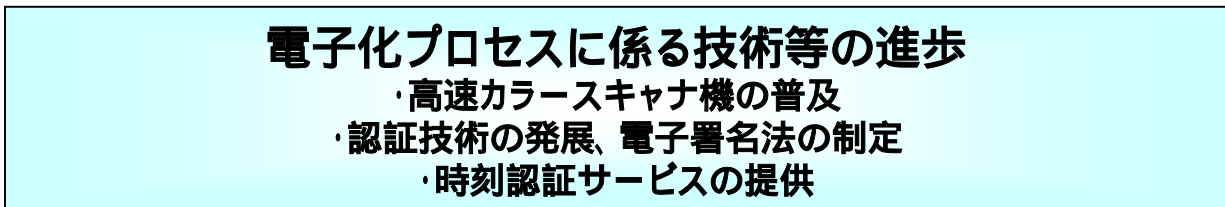
上記電子保存と紙文書の電子保存が異なるのは、後者が紙文書の電子データへの変換(電子化)が必要であること。

取引の相手方から受け取った書類等を電子データで保存する場合の条件とは、

電子化段階において、「紙文書と同程度の表現力」を確保するとともに、改ざんを防止するための適切な措置を講じ、一定期間保存後も改ざんされていないことを第三者に証明できれば、電子化後の保存・管理のあり方については、現行の電子帳簿保存法が定める「真実性」、「可視性」に係る上記要件を基本的に踏襲することで税務調査上の要請を満たすことができると考えられる。

4. 電子保存の条件と方策

(1) 電子化プロセスに係る技術等の現状

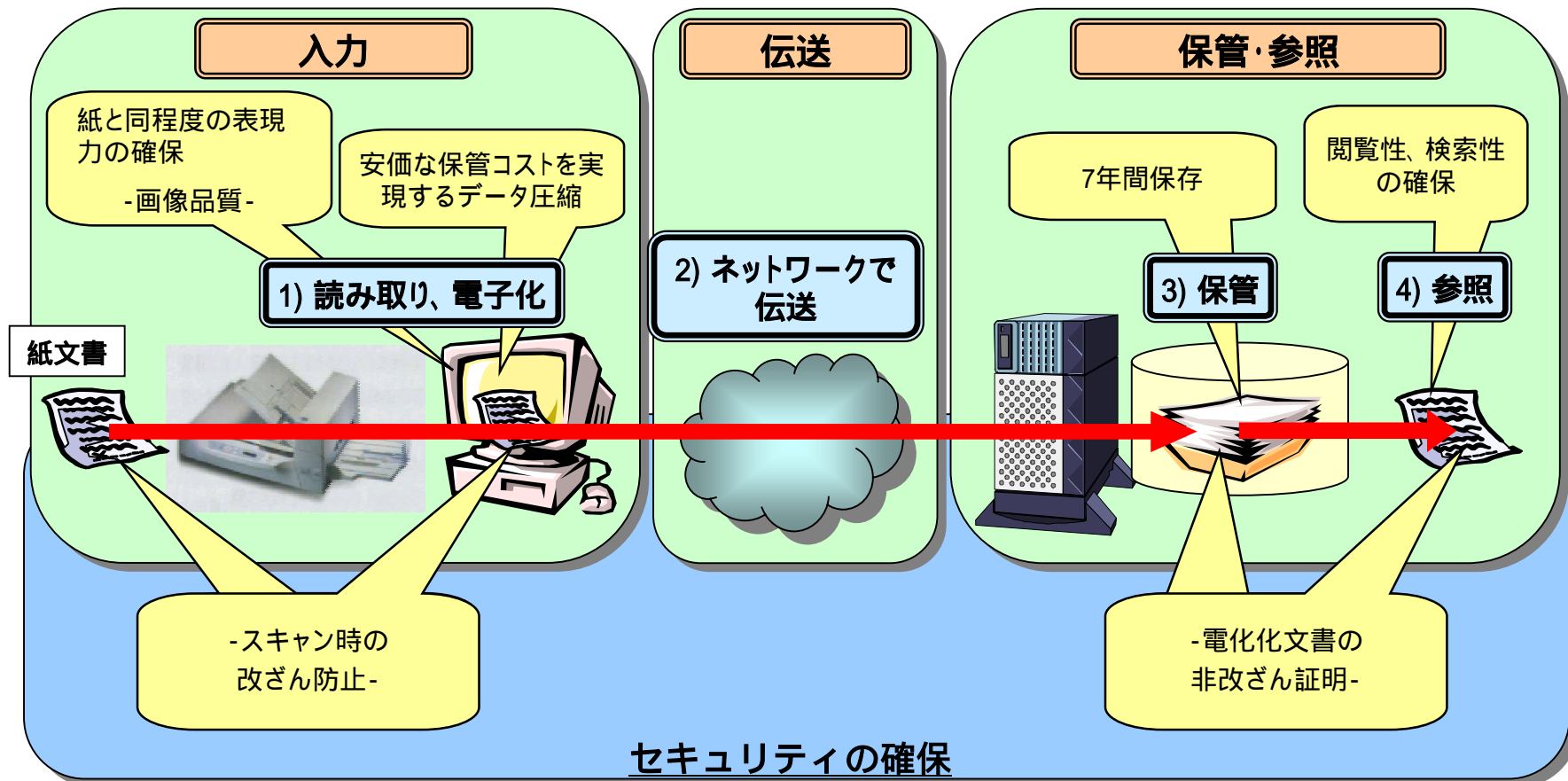


	国税庁研究会の指摘	対 応
	紙には、紙質、筆跡、書き込み等の情報が記録されており、税務調査上、不正所得等を把握する重要な着眼点である。	カラーキャナを使用すれば、書き込み、紙の折り目などをイメージ化し、電子化文書において判読可能な画像品質を実現可能。
	脱税事件の調査、立証の観点からすると、電子データに変換して保存することを認めることは、証拠収集上問題が多い。	のとおり、電子化文書において紙文書と同程度の表現力を確保することが可能。索引を併せて入力することによって、証拠収集にあたって閲覧性・検索性はむしろ向上。
	納税者においても取引先とのトラブル防止や内部牽制上、オリジナルの保存が必要である。	保存・管理に関する責任者を定めるとともに、電子化を行う権限を有する者の電子署名等によって改ざんを防止することが可能。その結果、内部牽制効果も向上。

4. 電子保存の条件と方策

(2) 電子保存の条件と方策

電子保存の条件を、入力、伝送、保管・参照という電子化プロセスで整理すると下図のとおり。



4. 電子保存の条件と方策

(2) 電子保存の条件と方策

電子保存の条件に対応した具体的な方策は以下のとおり整理できる。

条件	条件の種類		電子化プロセス		
	真実性	可視性	入力	(伝送)	保管・参照
【入力】 紙と同程度の表現力の確保 【保管・参照】 閲覧性・検索性の確保	○		解像度8～12ドット/mm(200～300dpi)のスキャンによる変換(カラー再現を必要とする場合は各色256階調のフルカラーによるスキャン)		表示装置、印刷装置等の関係装置を備付け、画面や書面に電子化された帳簿書類を正確に出力。
	○		ファイル形式はTIFFあるいはPDF。画像品質に影響を与えない程度のデータ圧縮		
			OCRによる索引の入力(年月日等による検索機能の確保)		
【入力】 改ざん防止 【保管・参照】 非改ざん証明			管理責任者の特定		電子署名付き電子化文書の時刻認証が有効。
			入力操作者の電子署名(保存すべき帳簿書類が権限を有する者によって真正に電子化された旨を証明)		
	○		管理責任者が付与するID、パスワード等による入力操作者の識別・認証		
セキュリティ対策			電子化文書保存システム全般に関する措置	(同左)	同左

【現行電子帳簿保存法が定める真実性・可視性の要件(参考)】

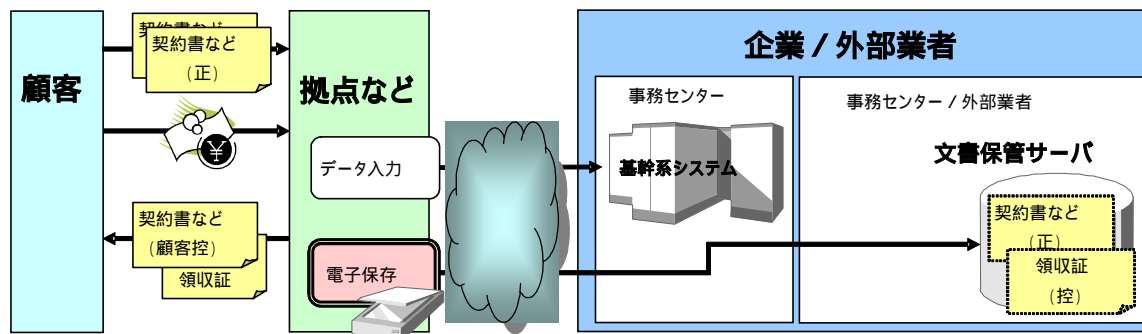
帳簿・書類に共通する要件: システム関係書類の備付け、電子データの可視化手段の備付け、検索機能の確保

帳簿に関する要件: 帳簿間の相互関連性の確保、訂正・加除の履歴の確保

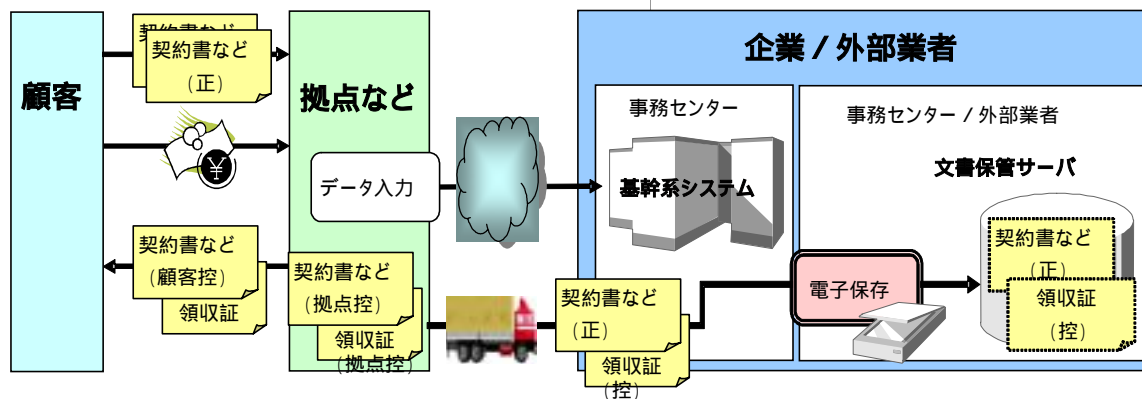
5. 電子保存のコストとメリット

(1) コスト試算 電子保存のための方策を実施した場合のコスト試算

■ パターン1: 顧客との取引の発生源でのイメージ化



■ パターン2: 保管先などでの一括イメージ化



5. 電子保存のコストとメリット

(2) ユーザー企業におけるメリット パターン毎のコスト試算

	パターン1 顧客との取引の発生源でのイメージ化	パターン2 保管先などでの一括イメージ化
現行の保存コスト(7年間)	約70億円	約70億円
電子保存コスト概算(7年間)	約50億円(うち初期コスト26億円)	約40億円(うち初期コスト20億円)
コスト削減(7年間)	約20億円	約30億円
前提条件等		
文書量(7年間)	約45.5億枚(A4版)	約45.5億枚(A4版)
入力拠点数	500箇所	1箇所
入力コスト	20億円(初期コスト:13億円)	10億円(初期コスト:7億円)
伝送コスト	-	-
保管コスト	20億円(初期コスト:13億円)	20億円(初期コスト:13億円)
セキュリティ・証明コスト	10億円	10億円

いずれも7年間でコスト純減。初年度を除けば、単年度ベースで60数%~70%のコスト削減効果あり。